第三十七条の三中「第二十六条の二第一項」を「第二十六条の二の二第一項」に、「第二十六条の二第二項」を「第二十六条の二の二第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第二十六条の二の二第三項の規定は、令第百五十五条の十九第十二項において準用する令第百十三条第九項及び令第百五十五条の二十第九項において準用する令第百十三条第十一項において準用する同条第九項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○財務省令第十八号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）及び相続税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十三号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四、第四十一条及び第五十九条第二項並びに相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第二章第二節及び第十八条の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条の九第一項に」を「第四条の十第一項に」に改め、同条第一号中「特別障害者（以下「特別障害者」を「特定障害者（以下「特定障害者」に改め、同号イ中「第十条第二項第一号」を「第十条第一項第一号又は第二項第一号」に、「同号に掲げる」を「これらの規定に掲げる」に改め、同号ロ中「第十条第二項第二号」を「第十条第一項第二号又は第二項第二号」に、「同号」を「同条第一項第二号」に改め、同号ヘ中「受けている者」の下に「若しくは同号に掲げる者のうちその障害の程度が同項第一号に掲げる者に準ずるものとして同項第七号に規定する市町村長等の認定を受けている者」を加え、同条第二号中「第四条の九第一項第四号」を「第四条の十第一項第四号」に、「特別障害者」を「特定障害者」に改める。

第三条中「第四条の十三第一項に規定する財務省令」を「第四条の十四第一項に規定する財務省令」に改め、同条第一号中「施行令第四条の十三第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書を提出する特別障害者」を「特定障害者」に改め、同条第二号中「特別障害者が」を「特定障害者が」に、「第四条の十三第一項」を「第四条の十四第一項」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同条第三号中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同条第四号中「第四条の十四第一項に規定する財務省令」を「第四条の十三第一項」を「第四条の十四第一項」に改める。

第四条中「第四条の十四第一項に規定する財務省令」を「第四条の十五第一項に規定する財務省令」に改め、同条第一号中「施行令第四条の十四第二項に規定する障害者非課税信託廃止申告書を提出する特別障害者」を「特定障害者」に改め、同条第二号中「特別障害者が」を「特定障害者が」に、「第四条の十四第一項」を「第四条の十五第一項」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同条第三号中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改める。

第五条第一項中「第四条の十五第一項に規定する財務省令」を「第四条の十六第一項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「施行令第四条の十五第一項の規定による申告書を提出する特別障害者」を「特定障害者」に改め、同項第二号中「第四条の十五第一項」を「第四条の十六第一項」に改め、同条第二項中「第四条の十五第二項に規定する財務省令」を「第四条の十六第二項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第四条の十五第二項」を「第四条の十六第二項」に、「特別障害者」を「特定障害者」に改め、同項第二号中「第四条の十五第二項」を「第四条の十六第二項」に改める。

第六条中「第四条の十六第一項に規定する財務省令」を「第四条の十七第一項に規定する財務省令」に改め、同条第一号中「第四条の十六第一項」を「第四条の十七第一項」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同条第二号中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同条第三号中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「特別障害者の」を「特定障害者の」に改め、同条第四号中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同条第五号中「第四条の十三第二項」を「第四条の十四第二項」に、「当該申告書」を「当該障害者非課税信託取消申告書」に改める。

第七条第一項中「第四条の十八第一項」を「第四条の十九第一項」に、「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に、「第四条の九第一項」を「第四条の十第一項」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同条第二項中「特別障害者」を「特定障害者」に、「第四条の十八第二項」を「第四条の十九第二項」に改める。

第八条中「第四条の十九」を「第四条の二十」に改める。

第二十二条第二項第五号に次のように加える。

ホ　非上場株式に係る法人が施行令第十八条第二号ヘに規定する役員の名簿で当該役員の氏名、生年月日、住所又は居所及び性別の記載があるもの

ヘ　非上場株式に係る法人が施行令第十八条第二号ヘに規定する株式会社に該当しないことを当該法人の代表者が誓約する書面

第二十二条第三項第一号イ(2)に次のように加える。

(viii)　土地使用収益権者（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所において上場されている法人（次項第一号イ(5)において「上場会社」という。）を除く。）が施行令第十八条第一号ワ(1)から(3)までに掲げる者に該当しないことを当該土地使用収益権者が誓約する書面（当該土地使用収益権者が法人である場合にあっては、当該法人が同号ワ(2)又は(3)に掲げる者に該当しないことを当該法人の代表者が誓約する書面並びに当該法人の同条第一号ワ(3)に規定する役員等の名簿で当該役員等の氏名、生年月日、住所又は居所及び性別の記載があるもの）

第二十二条第四項第一号イに次のように加える。

(5)　建物の賃借人（上場会社を除く。）が施行令第十八条第一号ワ(1)から(3)までに掲げる者に該当しないことを当該建物の賃借人が誓約する書面（当該建物の賃借人が法人である場合にあっては、当該法人が同号ワ(2)又は(3)に掲げる者に該当しないことを当該法人の代表者が誓約する書面並びに当該法人の同号ワ(3)に規定する役員等の名簿で当該役員等の氏名、生年月日、住所又は居所及び性別の記載があるもの）

第三十条第三項第五号イ(1)中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同号イ(2)を同号イ(3)とし、同号イ(1)の次に次のように加える。

(2)　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二の二第二項第二号イ（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する教育資金管理契約に基づく信託

第三十条第三項第五号ハ中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(1)として次のように加える。

(1)　受託者の引き受けた信託が租税特別措置法第七十条の二の二第二項第二号イに規定する教育資金管理契約に基づく信託であること。

第一号書式中

「

受益者（特別障害者）	ふりがな 氏名　㊞
	住所又は居所

」